

## 終活情報登録事業について (案)

### 1 変更点について

- ・ 親族は登録申請不可、後見人のみ登録申請可能
- ・ 登録情報から「お墓の所在地」「他の自由登録」を除外
- ・ 関係機関別に開示可能情報を見直し

登録情報	登録申請者が登録できる情報		区が照会に対し開示できる情報		
	本人	後見人	警察・消防 医療機関	福祉 事務所	照会可能な登録者
1 緊急連絡先	○	○	○	○	○
2 本籍	○	○	○	×	○
3 通院先・アレルギー等	○	○	○	○	○
4 リビングウィルの保管場所	○	○	○	○	○
5 エンディングノートの保管場所	○	○	×	×	○
6 臓器提供の意思	○	×	○	×	○
7 献体登録先	○	○	○	○	○
8 死後事務委任契約や終活に係る生前契約等	○	○	○	○	○
9 遺言書の保管場所	○	×	×	×	○※
10 お墓の所在地	登録情報から除外				
11 その他の本人が希望する内容					

※ 「9 遺言書の保管場所」の項目のみ、「照会可能な登録者」とは別に指定された者(指定回答対象者)も開示可能とする。

### 2 事業概要

#### (1) 対象者

区内在住の概ね 65 歳以上の高齢者で事業登録を希望する方

#### (2) 事業内容

- 本人申請に基づき終活関連情報を区に登録
- 本人が病気・事故等で意思表示できなくなった時または死亡した時に、警察・消防・医療機関・福祉事務所及びあらかじめ照会可能な者として登録された方(以下、「照会可能な登録者」という。)からの照会に基づき、区が登録情報を開示する。

### (3) 事業の流れ

登 録	<p>① 本人は、区に終活関連情報を登録申請</p> <p>※ 本人が認知症等の疾病により意思能力を有しない場合、<u>後見人も申請可能</u></p> <p>② 区は①の承認時、本人に対して登録証を交付（本人は登録証を保管・携帯）</p> <p>※ 登録者自身からの登録内容確認・変更・廃止は随時受付</p> <p>※ 登録後に選任された成年後見人は、登録内容の確認可能</p> <p>※ 登録廃止の届出があった時は、その時点で登録取消（「終活登録廃止決定通知」を送付）</p>
開 示	<p>【開示条件】 本人が意思表示できなくなった時または死亡した時</p> <p>③ 警察・消防・医療機関・福祉事務所・照会可能な登録者 から区へ照会</p> <p>④ 区は照会に対し情報を開示</p> <p>※ 本人の死後1か月を経過後、照会可能な登録者からの照会が無い場合、区から対象者に連絡し、照会希望があれば情報を開示する。</p>

### (4) 登録情報の開示方法

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <p>① 警察・消防・医療機関・福祉事務所 … 口頭又は書面</p> <p>② 照会可能な登録者 … 書面</p> | } | <p><u>登録情報ごとに</u></p> <p><u>開示先を選択</u></p> |
|---|---|--|

### (5) 情報取り扱い期間

登録手続きが完了した日から、本人の死亡日・転出日より5年が経過する日まで

※ 情報の保存期間は5年間とする。

### (6) 事業実施方法

委託により実施（委託先：豊島区民社会福祉協議会）

### (7) 情報保管方法

- |   |  |
|---|--|
| <p>① 紙（社協が保管）</p> <p>・ 終活情報登録票</p>  | <p>・ その他申請に係る書類一式</p>  |
| <p>② データ（社協・区が保管）</p> <p>・ 申請日</p> <p>・ 登録された全ての終活情報</p> <p>・ 本人の高齢障害システム（MCWELL）上の宛名番号</p> | <p>・ 申請者（本人または後見人）の情報</p> <p>・ 変更・廃止記録（本人の死亡年月日等）</p> <p>・ 転出先住所</p> |

## 3 事業開始予定日

令和4年4月1日

## 諮問資料（収集禁止事項）

令和4年2月3日

高齢者福祉課

1 件 名	終活情報登録事業における終活関連情報の収集		
2 業務の概要	1 内 容	令和4年4月1日から、「終活サポート事業運営委託」で終活情報登録事業を実施する。本人からの申請に基づき、終活関連情報を区に登録し、本人が病気・事故等で意思表示できなくなった時または死亡した時に、特定の者からの照会に基づき、区が登録情報を開示する。	
	2 対象者等	区内在住のおおむね65歳以上の高齢者で、事業登録を希望する方	
	3 収集方法	本人又は後見人から申請を受ける。 ※本人が認知症等の疾病により意思能力を有しない場合、後見人も申請可能	
	4 収集理由	終活関連情報を、本人が意思表示できなくなった時や死亡した時に、特定の者からの問い合わせに限定開示することで、本人の意思を的確に伝達し、本人の希望に沿った終末期の医療・円滑な死後事務等の実現につなげる。これにより、本人の尊厳を守るとともに、今後の人生をより豊かで安心できるものとするため。	
	5 法令等	なし	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報の項目
	類型なし	該当なし	
4 過去の類似案件	該当なし		
5 諮問理由	一括承認基準の類型に該当しないため		
6 取り扱う個人情報	本人収集するもの		理 由
	本籍に関すること		
	医療に関すること		
	臓器提供の意思		
	献体登録先		
	生前契約等に関すること		本人が意思表示できなくなった時や死亡時に、本情報を開示のために使用することで、本人の希望実現に寄与する。
7 収集する時期及び期間	令和4年4月1日～		

## 諮問資料（電算処理）

令和4年2月3日

高齢者福祉課

1 件 名	終活情報登録事業における終活関連情報の電算処理		
2 業務の概要	1 内 容	終活情報登録事業において、本人同意のもと個人情報等を収集し、電子データでの保存等、電算処理を行う。	
	2 対象者等	区内在住のおおむね65歳以上の高齢者で、事業登録を希望する方	
	3 理 由	本人が病気・事故等で意思表示できなくなった時または死亡した時に、あらかじめ電算処理により登録・保管している終活関連情報を関係機関等からの照会に基づき開示することで、本人の意思を的確に伝達し、本人の希望に沿った終末期の医療・円滑な死後事務等の実現につなげる。これにより、本人の尊厳を守るとともに、今後の人生をより豊かで安心できるものとする。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報の項目
	該当なし	該当なし	
4 過去の類似案件	該当なし		
5 諮問理由	審議会事前一括承認基準の類型に該当しないため		
6 取り扱う個人情報	電算処理するもの		理 由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号）</li> <li>・登録申請者情報（本人との関係、氏名、生年月日、住所、電話番号）</li> <li>・緊急連絡先（氏名、生年月日、住所、電話番号）</li> <li>・本籍、筆頭者</li> <li>・医療機関名・電話番号・科名、病名・症状、処方薬、アレルギー</li> <li>・リビングウィルの保管場所</li> <li>・エンディングノートの保管場所</li> <li>・臓器提供の意思及び記載場所</li> <li>・献体登録先及び電話番号</li> <li>・生前契約等の契約事項等、名称、住所、電話番号</li> <li>・遺言書の指定回答対象者情報（氏名・生年月日・本人との関係、住所、電話番号）保管場所、作成年月日</li> <li>・本人の高齢障害システム（MCWELL）上の個人番号</li> <li>・転出先住所</li> </ul>		登録した情報について、関係機関等からの照会に応じて適宜開示し、本人の意思を的確に伝達し、本人の希望実現につなげるとともに、登録された情報を本人の死後一定期間的確に保存するため。
7 電算処理する時期及び期間	令和4年4月1日～		

## 諮問資料（業務委託）

令和4年2月3日  
高齢者福祉課

1 件 名	終活情報登録事業の業務委託	
2 業務の内容	本事業は、終活情報登録事業を「豊島区終活サポート事業運営委託」の実施内容に追加して行うものである。	
	1 内 容	本人又は後見人の申請に基づき、区に終活関連情報を登録する。区は本人に登録証を交付し、本人はそれを保管及び携帯する。区は、警察・消防・医療機関・福祉事務所及びあらかじめ照会可能な者として登録された方からの照会に基づき、登録情報を開示する。
	2 該当者等	区内在住のおおむね65歳以上の高齢者で、事業登録を希望する方
	3 委託理由	令和2年度から豊島区終活あんしんセンターを開設し、高齢者の終活に関する相談窓口を設置している。既に終活に関するノウハウを持つ事業者を活用し、既存の終活相談窓口等の運営、相談支援業務と一体的に実施する方がよりスムーズな案内や登録が期待できる上、コスト面でも効率的である。
4 効 果	本人が病気・事故等で意思表示できなくなった時または死亡した時に、あらかじめ登録された終活関連情報を開示することで、本人の意思を的確に伝達し、本人の希望に沿った終末期の医療・円滑な死後事務等の実現につなげる。これにより、本人の尊厳を守るとともに、今後の人生をより豊かで安心できるものにする。	
3 一括承認基準の 該当の有無	類 型	個人情報項目
	類型なし	該当なし
4 過去の類似案件	該当なし	
5 諮問理由	終活情報登録業務の実施委託は、一括承認基準に該当がなく、法令等にも定めがないため。	
6 取り扱う個人情報	別表『6「取り扱う個人情報」の項目』のとおり	
7 情報の保護	別紙1「特記事項」のとおり	
8 審議する対象範囲	別紙2「流れ図」のうち、次の範囲である。	
	1 委託事業者と申請者との関係 (1) 本人又は後見人から委託事業者へ（終活関連情報等の収集・保管）	2 区と委託事業者との連絡調整 (2) (4) 委託事業者から区へ (3) 区から委託事業者へ
9 委託先	社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会（プロポーザル方式にて事業者を選定）	
10 契約締結予定日	令和4年4月1日	



## 資料3 (別表)

### 6 「取り扱う個人情報」の項目

1 事業者が必要に応じて収集する情報	理 由
① 本人情報（氏名・生年月日・住所・電話番号）	本人又は後見人への連絡に必要となるため
② 後見人情報（氏名・生年月日・住所・電話番号）	
③ 緊急連絡先	終活関連情報の登録可能事項であるため ※本人又は後見人の申請により登録
④ 本籍等	
⑤ 通院先・アレルギー等	
⑥ リビングウィルの保管場所	
⑦ エンディングノートの保管場所	
⑧ 臓器提供の意思等	
⑨ 献体登録先等	
⑩ 死後事務委任契約や終活に係る生前契約等	
⑪ 遺言書の指定回答対象者情報及び保管場所等	
2 区が収集して事業者提供する情報	
本人の高齢障害システム（MCWELL）上の宛名番号	本人の異動情報を把握するため
転出先住所	
上記1①～⑬	プロポーザルにより委託事業者が変更になった場合、次の事業者へ引き継ぐため

### 7 「情報の保護」の項目

別紙1「特記事項」のうち修正した条項	
変更した条項	変更した理由
第2条 取り扱う個人情報の範囲等 (1) 受託業務の処理のために収集する次の個人情報 (2) 受託業務の処理のために甲から提供される次の個人情報	特定される範囲の内容を明らかにした。  6「取り扱う個人情報」のとおり





## 資料3（別紙1）

### 個人情報 特記事項

（基本的責務）

第1条 終活サポート事業運営委託業務の受託事業者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する豊島区（以下「甲」という。）の施策に協力するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、受託業務の処理に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を害することのないよう最大限配慮し、本個人情報特記事項を遵守しなければならない。

（取り扱う個人情報の範囲等）

第2条 乙は、受託業務の処理に当たっては、受託業務の処理のために収集する次の個人情報に限り取り扱うことができるものとし、当該個人情報以外の個人情報の収集、保有、使用その他の取扱いをしてはならない。

(1) 受託業務の処理のために収集する次の個人情報

- ア 氏名
- イ 住所
- ウ 性別
- エ 年齢
- オ 生年月日
- カ 電話番号
- キ 本籍・筆頭者
- ク 通院先、アレルギー情報等
- ケ リビングウィルの保管場所
- コ エンディングノートの保管場所
- サ 臓器提供の意思等
- シ 献体登録先
- ス 死後事務委託契約、終活に係る生前契約情報等
- セ 遺言書の保管場所及び指定回答対象者
- ソ 健康状態
- タ 障害の程度
- チ 相談内容
- ツ 電子メールアドレス
- テ その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、収集に当たって事前に甲と協議し、甲の承認を得たもの

(2) 受託業務の処理のために甲から提供される次の個人情報

- ア 本人の MCWELL（高齢障害システム）上の宛名番号
- イ 転出先住所

2 乙は、受託業務に係る個人情報を取り扱う作業責任者及び作業従事者の氏名を、あらかじめ甲に報告しなくてはならない。変更するときも同様とする。

(受託業務に従事する者の義務)

第3条 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。受託業務終了後も同様とする。

(セキュリティ対策の整備義務)

第4条 乙は、取り扱う個人情報の安全確保を図るための管理体制を整備しなければならない。

特に、受託業務を電子計算機により処理する場合は、不正アクセスやコンピュータウイルス等による個人情報の盗用、破壊、漏えい、改ざん等に対する防御対策を講じなければならない。

2 乙は、受託業務に従事している者に対して、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修又は教育を実施しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第5条 乙は、第2条第1項各号に掲げる個人情報（以下「取り扱う個人情報」という。）を受託業務の目的以外の目的で利用してはならない。

(外部提供の制限)

第6条 乙は、取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、区民等の福祉の向上のために特に必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、あらかじめ、提供先の名称、提供先の利用目的、利用方法、利用期間等を甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、受託業務の処理を第三者に再委託してはならない。

(複写又は複製の制限)

第8条 乙は、取り扱う個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第9条 乙は、取り扱う個人情報を事業所内から持ち出しをしてはならない。

(資料等の返還義務)

第10条 乙は、受託業務が終了したときは、取り扱う個人情報が記録された資料等を、速やかに、甲に返還しなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告)

第11条 乙は、契約履行中において、個人情報の取扱いの遵守状況について「個人情報特記事項の遵守に関する報告書」により甲に報告しなければならない。

(監督に応じる義務)

第12条 甲は、委託業務の処理において、取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対する必要かつ適切な監督を行うものとし、乙はこれに応じなければならない。

(施設等の立入検査又は調査に応じる義務)

第13条 甲は、個人情報の保護のため必要があるときは、委託業務を処理する施設等の立入検査及び調査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(監査に応じる義務)

第14条 甲は、委託業務の処理に関し、必要に応じて監査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 第2条から前条までの規定に違反する行為があったときは、甲は契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第17条 第2条から第15条までの規定に違反する行為によって、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。受託業務が終了した後も同様とする。

(罰則)

第18条 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された豊島区個人情報等の保護に関する条例(平成12年豊島区条例第3号。以下「条例」という。)第2条第1項第4号アに係る個人情報ファイルを提供したときは、条例第46条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

(1) 受託業務に従事している者又は従事していた者

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(2) 業務を受託した法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下

同じ。) 又は人

100万円以下の罰金

第19条 受託業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、条例第47条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

(1) 受託業務に従事している者又は従事していた者

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

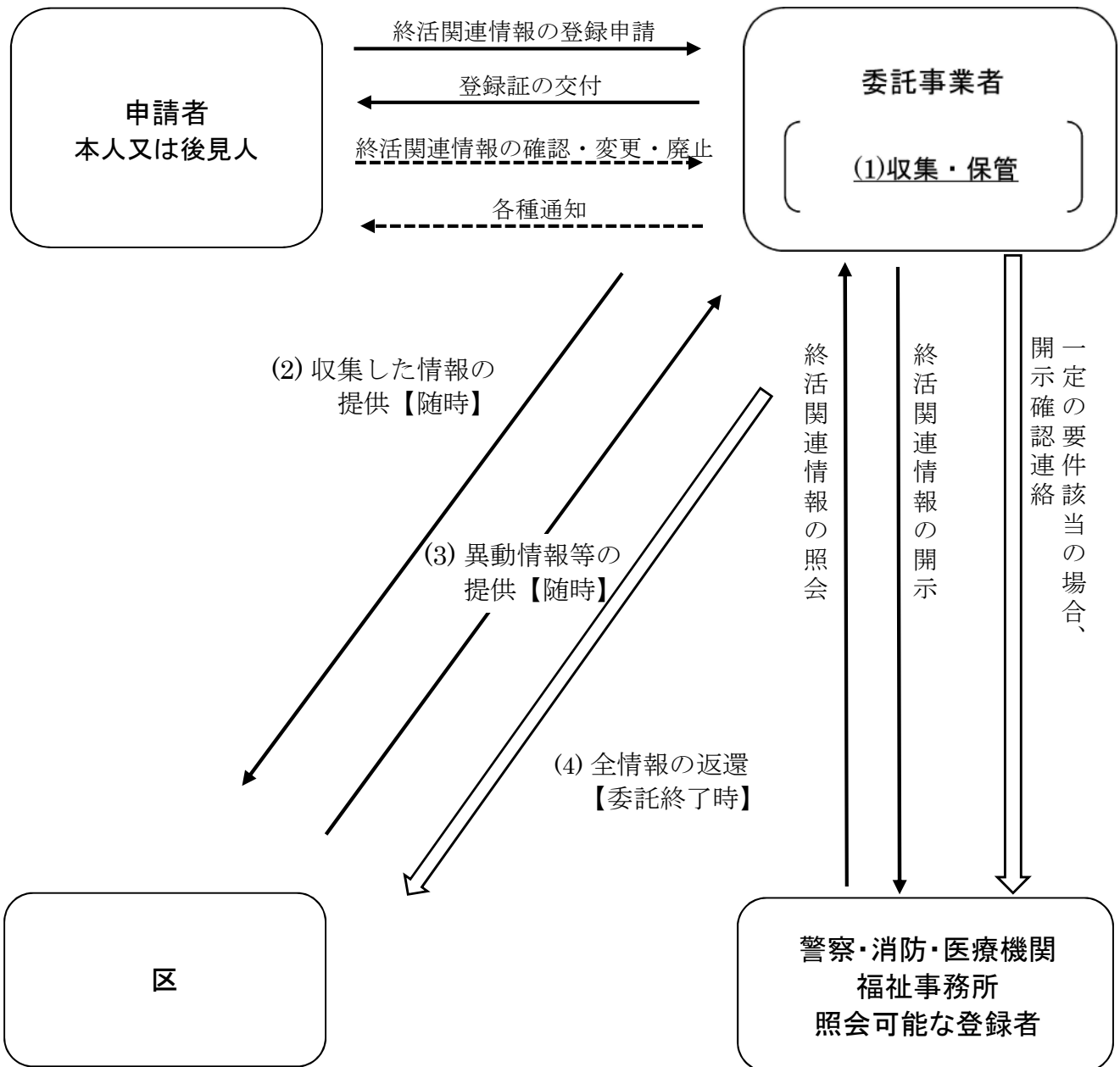
(2) 業務を受託した法人又は人

50万円以下の罰金

豊島区終活サポート事業運営委託の流れ

今回諮問事項

- (1)委託事業者が終活関連情報を収集・保管する際の取扱い
- (2)委託事業者から区へ終活関連情報を提供する際の取扱い【随時】
- (3)区から委託事業者へ異動情報等を提供する際の取扱い【随時】
- (4)委託事業者から区へ終活関連情報を提供する際の取扱い【委託終了時】



## 諮問資料（外部提供）

令和4年2月3日

健康推進課

1 件 名	法務省保護観察所への個人情報の外部提供		
2 業務の概要	1 内 容	心身喪失者等医療観察法に係る事案について、保護観察所に個人情報を外部提供する。	
	2 対象者等	医療観察制度の対象となった区民	
	3 提供先	保護観察所	
	4 提供方法	文書郵送	
	5 提供理由	裁判所の求めにより、保護観察所の社会復帰調整官が生活環境の調査を行う。調整官が対象者の地域での支援体制を構築し、社会復帰を促すために必要な情報であるため。	
	6 法令等	別紙「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」第19条、第22条	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報の項目
	類型なし	該当なし	
4 過去の類似案件	該当なし		
5 諮問理由	新規事業であり、一括承認基準に該当がないため		
6 取り扱う個人情報	提供するもの	理 由	
	精神保健福祉サービス利用状況（精神障害者保健福祉手帳の有無、自立支援医療の利用状況、対象者及び家族に対する相談状況、関係機関の支援状況等）	対象者の生活状況を把握するため	
7 外部提供する時期及び期間	本審議会の承認後、保護観察所から照会があった際に随時提供する		



心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律  
（平成十五年法律第百十号）

施行日： 令和元年十二月十四日（令和元年法律第三十七号による改正）

## 第二十二條

保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、官公署、医療施設その他の公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

※第十九条 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第三十八条（第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。）に規定する生活環境の調査に関すること。
- 二 第百一条に規定する生活環境の調整に関すること。
- 三 第百六条に規定する精神保健観察の実施に関すること。
- 四 第百八条に規定する関係機関相互間の連携の確保に関すること。
- 五 その他この法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務





# 医療観察制度のしおり

ともに生きる地域社会に向かって

法務省保護局



# 医療観察制度とは

精神に障害を持つ人の社会復帰を促進するための制度です。

この制度は、<sup>こ</sup>※心神喪失又は心神耗弱の状態、<sup>こ</sup>※重大な他害行為を行った人を対象としています。

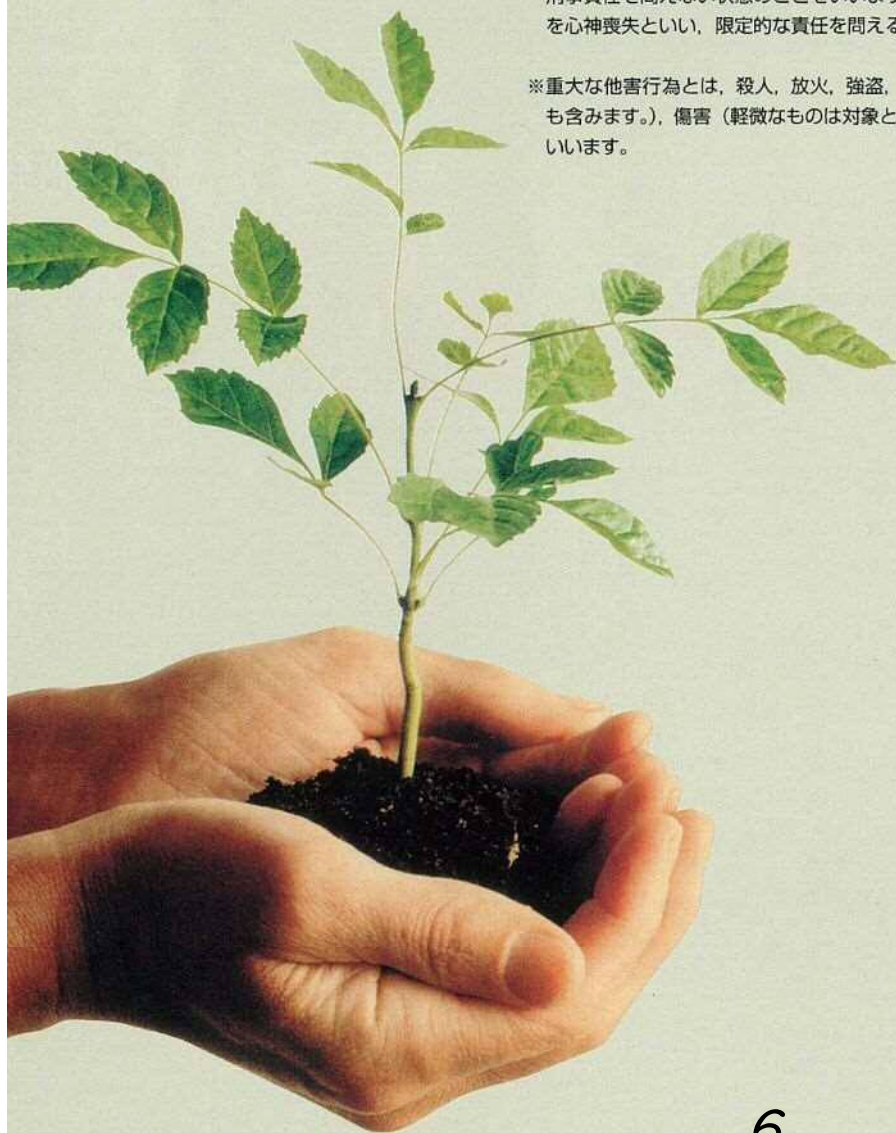
このような人の社会復帰には困難を伴う場合も多く、通常<sup>こ</sup>の精神保健福祉政策にあわせて、社会復帰を進めるための継続的な支援を行おうとするものです。

平成17年7月に施行された、いわゆる「心神喪失者等医療観察法」に基づく制度です。

入院・通院や退院などを適切に決定するための手続、手厚い医療の提供、地域において必要な医療やケアを確保するための仕組みなどが設けられています。

※心神喪失、心神耗弱とは、精神の障害のために、善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいいます。このうち、まったく責任を問えない場合を心神喪失といい、限定的な責任を問える場合を心神耗弱といいます。

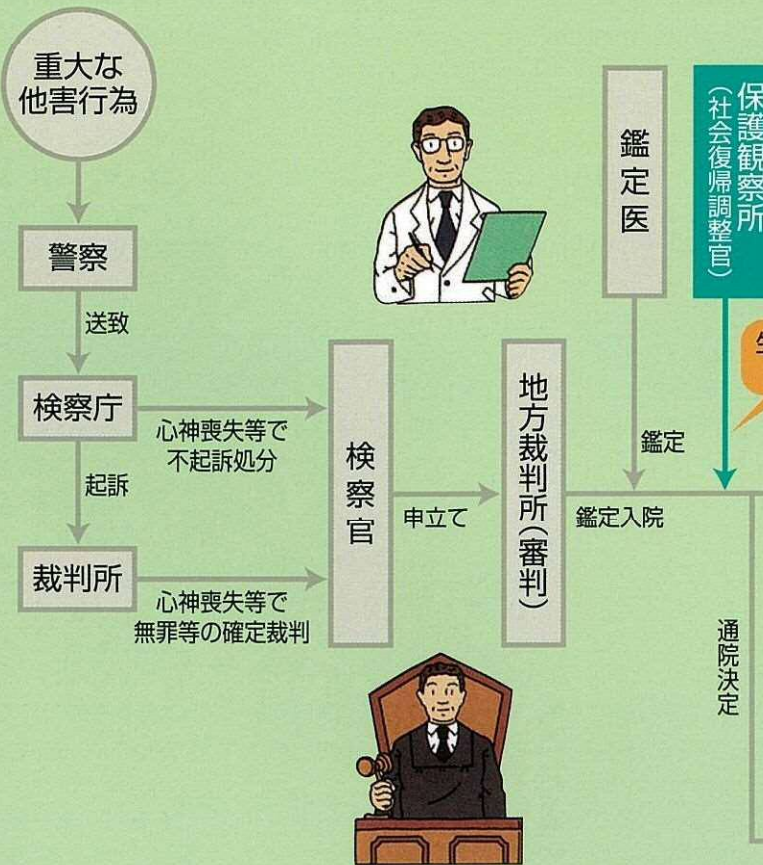
※重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ（これらの未遂も含みます。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともあります。）に当たる行為をいいます。





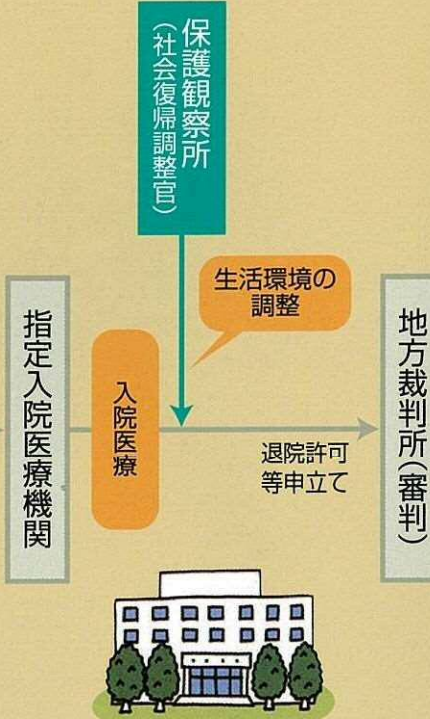
# 医療観察制度の概要

## 審判（入院又は通院の決定手続）



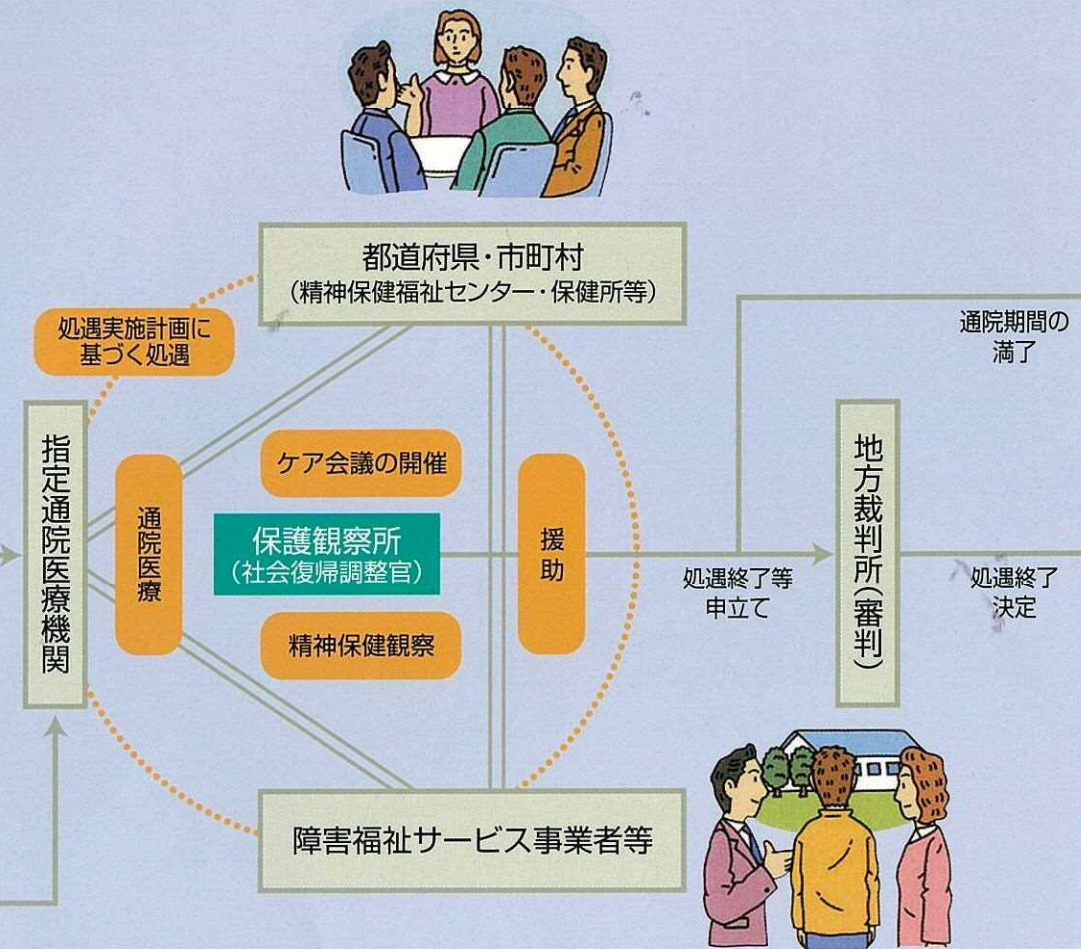
- 対象となる人について、「検察官」が、地方裁判所に対し「申立て」を行うことにより、「審判」が開始されます。
- 申立てがなされると、裁判官による鑑定入院命令により、対象者は、原則として裁判官の指定する医療施設に入院することになり、そこで鑑定医による「鑑定」を受けることとなります。鑑定入院の期間は、2か月（延長された場合は3か月）以内とされています。
- 裁判所の求めにより、保護観察所の社会復帰調整官による「生活環境の調査」が行われます。
- 裁判所では、「裁判官」と精神科医（「精神保健審判員」といいます。）各1名からなる合議体により審判が行われます。
- 検察官の申立てによる審判については、必ず弁護士である付添人を付けることとされています。
- 審判の結果、この法律による医療の必要が認められる場合には、「入院決定」又は「通院決定」のいずれかの決定がなされます。

## 指定入院医療機関における医療



- 入院決定を受けた人は、「指定入院医療機関」に入院し、手厚い専門的な医療を受けることとなります。
- 指定入院医療機関とは、国公立病院等であって、本制度による入院医療を担当するために必要とされる基準に適合するものの中から厚生労働大臣が指定するものです。
- 入院中の対象者については、退院後の社会復帰の促進を図るため、保護観察所の社会復帰調整官による「生活環境の調整」が行われます。
- 指定入院医療機関からの退院は、裁判所による「退院許可決定」を要します。入院を継続する場合にも、6か月ごとに裁判所による「入院継続確認決定」が必要となります。
- 指定医療機関が提供する本制度による医療は、いずれも全額国費により賄われます。

## 地域社会における処遇



- 通院決定又は退院許可決定を受けた人は、定められた「指定通院医療機関」による医療を受けることとなります。
- 通院期間中は、保護観察所の社会復帰調整官による「精神保健観察」を受けることとなります。精神保健観察は、継続的な医療を確保することを目的とするものです。守るべき事項として、居住地を届け出ることや、保護観察所から面接を求められたときには、これに応ずることなどが定められています。
- 精神保健福祉センターや保健所、障害福祉サービス事業者などによる精神保健福祉サービス等の「援助」が併せて行われます。
- 保護観察所は、指定通院医療機関や処遇に携わる精神保健福祉関係機関と「ケア会議」を開催するなどして、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、地域社会における処遇（医療、精神保健観察、援助）の内容を「処遇の実施計画」として定めます。対象者本人とその保護者も、基本的にケア会議に出席して意見や希望を述べることができます。
- 通院期間は、原則として3年間です。通院期間が経過すると、期間満了により本制度の処遇は終了することとなります。病状によっては、裁判所の決定により、2年を超えない範囲で通院期間が延長されることや、指定入院医療機関への入院に移行すること、期間満了前に本制度の処遇が終了となることもあります。

本制度による処遇の終了（一般の精神医療・精神保健福祉の継続）



# 医療観察制度Q&A

## 1 医療観察制度の目的は何ですか。

この制度は、対象となる人の社会復帰を促進することを目的とするものです。精神の障害のために他害行為を行うという不幸な事態が繰り返されることなく社会復帰を促進するため、必要な医療を確保して病状の改善を図ることが重要であるとして設けられた制度です。

## 2 保護観察所の社会復帰調整官とはどのような人ですか。

保護観察所は、この制度の対象となる人の処遇に当初審判のときから一貫して関与し、関係機関相互の連携が確保されるよう、処遇のコーディネーター役を果たすこととされています。社会復帰調整官は、保護観察所においてこの制度による処遇に従事し、対象となる人の社会復帰を支援する、精神保健福祉士等の専門家です。

## 3 生活環境の調査とはどのようなものですか。

保護観察所が行う生活環境の調査とは、裁判所の求めに応じ、対象となる人の住居や家族の状況、利用可能な精神保健福祉サービスの現況など、その生活を取り巻く環境について調査するものです。調査は、ご本人や家族等の関係者と面談するほか、関係機関に照会するなどして行われ、その結果は、審判における資料の一つとなります。

## 4 入院中に行われる生活環境の調整とはどのようなものですか。

この制度では、指定入院医療機関に入院した人が、その居住地等において円滑に社会復帰できるよう、入院当初から、退院に向けた取組を継続的に行うこととしています。生活環境の調整とは、保護観察所が、ご本人から退院後の生活に関する希望を聴取しつつ、指定入院医療機関や退院予定地の精神保健福祉関係機関と連携して、退院地の選定・確保のための調整や、そこでの処遇実施体制の整備を進めるものです。

## 5 ケア会議ではどのようなことが話し合われるのですか。

ケア会議では、処遇の実施計画の作成や見直しのための協議を行うほか、各関係機関による処遇の実施状況や、対象となる人の生活状況など処遇に必要な情報を共有します。また、保護観察所が裁判所に対して行う各種申立ての必要性についての検討や、病状や生活環境の変化に伴う対応などについても話し合われます。

## 6 処遇の実施計画にはどのような内容が盛り込まれるのですか。

処遇の実施計画には、対象となる一人ひとりについて必要な医療、精神保健観察及び援助の内容と方法が記載されるほか、病状の変化等により緊急に医療が必要となった場合の対応方法や、ケア会議の開催予定などが盛り込まれます。実施計画の内容については、ご本人に十分な説明を行うこととされ、処遇の経過に応じ必要な見直しが行われます。

また、この制度による処遇の終了に当たって、一般の精神医療や精神保健福祉サービス等に円滑に移行できるよう、実施計画においても配慮することとされています。

## 全国保護観察所(社会復帰調整官室)一覧

保護観察所名	郵便番号	住所	電話番号
札幌保護観察所	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎	011-261-9315(直通)
函館保護観察所	040-8550	北海道函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-26-0431(代表)
旭川保護観察所	070-0901	北海道旭川市花咲町4 旭川法務総合庁舎	0166-51-9376(代表)
釧路保護観察所	085-8535	北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎	0154-23-3200(代表)
青森保護観察所	030-0861	青森県青森市長島1-3-25 青森法務総合庁舎	017-776-6418(代表)
盛岡保護観察所	020-0023	岩手県盛岡市内丸8-20 盛岡法務合同庁舎	019-624-3395(代表)
仙台保護観察所	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1 仙台北合同庁舎	022-221-1459(直通)
秋田保護観察所	010-0951	秋田県秋田市山王7-1-2 秋田地方法務合同庁舎	018-862-3903(代表)
山形保護観察所	990-0046	山形県山形市大手町1-32 山形地方法務合同庁舎	023-631-2277(代表)
福島保護観察所	960-8017	福島県福島市狐塚17 福島法務合同庁舎	024-534-2246(代表)
水戸保護観察所	310-0061	茨城県水戸市北見町1-11 水戸地方法務合同庁舎	029-221-3977(直通)
宇都宮保護観察所	320-0036	栃木県宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮地方法務合同庁舎	028-621-2284(直通)
前橋保護観察所	371-0026	群馬県前橋市大手町3-2-1 前橋法務総合庁舎	027-237-5010(代表)
さいたま保護観察所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58 さいたま法務総合庁舎	048-861-8289(直通)
千葉保護観察所	260-8553	千葉県千葉市中央区春日2丁目14-10 西千葉庁舎	043-204-7793(直通)
東京保護観察所(本庁)	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館A棟	03-3597-0125(直通)
東京保護観察所(立川支部)	190-0014	東京都立川市緑町6番地3 立川第二法務総合庁舎	042-521-4234(直通)
横浜保護観察所	231-0001	神奈川県横浜市中区新港1-6-2 横浜第一港湾合同庁舎	045-662-6653(直通)
新潟保護観察所	951-8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	025-228-3908(直通)
甲府保護観察所	400-0032	山梨県甲府市中央1-11-8 甲府法務総合庁舎	055-235-7146(直通)
長野保護観察所	380-0846	長野県長野市旭町1108 長野法務総合庁舎	026-234-1993(代表)
静岡保護観察所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町9-45 静岡地方法務合同庁舎	054-253-0191(代表)
富山保護観察所	939-8202	富山県富山市西田地方町2-9-16 富山法務合同庁舎	076-421-0620(代表)
金沢保護観察所	920-0024	石川県金沢市西念3-4-1 金沢西合同庁舎	076-261-0059(直通)
福井保護観察所	910-0019	福井県福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-6730(直通)
岐阜保護観察所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町2-7-2 岐阜法務総合庁舎別館	058-265-2651(代表)
名古屋保護観察所	460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1 名古屋法務合同庁舎	052-951-2959(直通)
津保護観察所	514-0032	三重県津市中央3-12 津法務総合庁舎	059-227-6671(代表)
大津保護観察所	520-0044	滋賀県大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-524-6683(代表)
京都保護観察所	602-0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255	075-441-5141(代表)
大阪保護観察所	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6785(直通)
神戸保護観察所	650-0016	兵庫県神戸市中央区橋通1-4-1 神戸法務総合庁舎	078-351-4008(直通)
奈良保護観察所	630-8213	奈良県奈良市登大路町1-1 奈良地方法務合同庁舎	0742-23-4868(代表)
和歌山保護観察所	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	073-436-2501(代表)
鳥取保護観察所	680-0842	鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第三地方合同庁舎	0857-22-3518(代表)
松江保護観察所	690-0841	島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-21-3774(直通)
岡山保護観察所	700-0807	岡山県岡山市北区南方1-8-1 岡山法務総合庁舎	086-224-5650(直通)
広島保護観察所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎	082-221-4521(直通)
山口保護観察所	753-0088	山口県山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-922-1337(直通)
徳島保護観察所	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-622-4359(代表)
高松保護観察所	760-0033	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-821-9011(直通)
松山保護観察所	790-0001	愛媛県松山市一番町4-4-1 松山法務総合庁舎	089-941-9983(代表)
高知保護観察所	780-0850	高知県高知市丸の内1-4-1 高知法務総合庁舎	088-873-5118(代表)
福岡保護観察所(本庁)	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松4-2-3 福岡第2法務総合庁舎	092-761-6740(直通)
福岡保護観察所(北九州支部)	803-0813	福岡県北九州市小倉北区城内5-1 小倉合同庁舎	093-561-6379(直通)
佐賀保護観察所	840-0041	佐賀県佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	0952-24-4319(直通)
長崎保護観察所	850-0033	長崎県長崎市万才町8-16 長崎法務合同庁舎	095-822-5175(代表)
熊本保護観察所	862-0971	熊本県熊本市中央区大江3-1-53 熊本第二合同庁舎	096-366-8080(代表)
大分保護観察所	870-8523	大分県大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎	097-532-2053(代表)
宮崎保護観察所	880-0802	宮崎県宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎	0985-24-4345(代表)
鹿児島保護観察所	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町13-10 鹿児島地方法務合同庁舎	099-226-1556(代表)
那覇保護観察所	900-0022	沖縄県那覇市樋川11-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-853-2959(直通)

令和元年10月現在



諮問資料（電算処理）

令和4年2月3日

健康推進課

1 件 名	小児慢性特定疾病医療費助成システムの新規構築		
2 業務の概要	1 内 容	<p>児童福祉法に基づき、令和5年2月の児童相談所設置に伴い、小児の慢性疾病（対象:16疾患群788疾病）に対する医療費助成事業が、東京都から豊島区に事務移管される（根拠法:児童福祉法19条の2、規則7条）。この移管に伴い、小児慢性特定疾病医療費助成の申請、審査、医療費支給、指定医管理等に関する事務遂行のため、新たに小児慢性特定疾病医療費助成システムを構築し、個人情報の電算処理を行う。</p> <p>また、当該業務は住民記録や区民税額の確認が必須であるため、住記及び税システムと連携を行い、マイナンバー法に基づき受給者情報の副本登録を行う。</p>	
	2 対象者等	患者数 120人前後 及び 当該患者の世帯員等	
	3 理 由	小児慢性医療費助成事業をシステムにて電算処理することで、都からの円滑な移管を可能とし、また、本業務にて取り扱う個人情報を正確に管理し、適正かつ遅滞なく事務を遂行できる環境を整えることで、区民サービスの向上を図るため。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報の項目
	類型なし	該当なし	
4 過去の類似案件	該当なし		
5 諮問理由	本業務は新たな個人情報の電算処理であるため		
6 取り扱う個人情報	電算処理するもの		理 由
	別表の通り		申請情報の管理や判定に必要な情報であるため
7 電算処理する時期及び期間	<p>本審議会承認後とする。</p> <p>令和4年4月 構築開始、令和5年1月 受給者証発行、令和5年2月 本格稼働 予定</p>		

小児慢性特定疾病医療費助成事業システム

処理業務: 医療受給申請

項目名
1 宛名番号
2 申請区分・申請変更理由
3 受給者氏名
4 性別
5 受給者生年月日
6 受給者住所・方書
7 保険種別
8 保険者番号
9 被保険者氏名
10 被保険者続柄
11 被保険者証記号
12 被保険者番号
13 疾病名
14 重症区分
15 人工呼吸器装着有無
16 有効期間(自)(至)
17 認定回数
18 負担上限額
19 申請者氏名
20 申請者住所
21 申請者続柄
22 申請者電話番号
23 世帯員情報
24 所得情報
25 世帯内医療費助成受給者情報
26 指定医療機関・薬局・訪問看護
27 申請日
28 交付日
29 給付実績
30 非認定理由

処理業務: 他システムデータ連携(住記・税)

項目名
1 宛名番号
2 課税年度
3 氏名
4 生年月日
5 住所・方書
6 続柄
7 所得内訳
8 所得合計
9 控除額内訳
10 控除額合計
11 扶養親族数内訳
12 控除後所得額
13 課税・非課税区分

処理業務: 医療費支給・実績

項目名
1 受給者番号(豊島区採番)
2 実施医療機関
3 申請年月日
4 診療内容
5 費用区分
6 費用内訳
7 申請階層区分
8 申請自己負担上限額
9 申請疾患群
10 申請高額かつ長期
11 保険者番号
12 申請者氏名(還付払い)
13 診療費(還付払い)
14 自己負担限度額(還付払い)
15 助成額(還付払い)

処理業務: 指定医療機関管理

項目名
1 項目名
2 医療機関番号
3 医療機関名
4 指定医番号
5 指定医名
6 所在地
7 電話番号
8 指定年月日(自)(至)
9 診療科目
10 有効な資格
11 経営主体情報
12 認定区分
13 専門医名称
14 廃止情報
15 申請備考
16 送付先情報

## 諮問資料（業務委託）

令和4年2月3日

健康推進課

1 件 名	小児慢性特定疾病医療費助成システムの構築及び保守業務の委託	
2 業務の内容	本事業は、小児慢性特定疾病医療費助成業務に関わる情報を管理及び電算処理するためのシステムの構築及び保守業務委託である。	
	1 内 容	令和5年2月の児童相談所設置に伴い事務移管される小児慢性医療費助成事業について、取り扱う個人情報を正確に管理し、適正かつ遅滞なく事務を遂行できる環境を整えることで、区民サービスの向上を図るため、小児慢性特定疾病医療費助成システムの構築及び東京都の受給者関連データの移行業務を委託する。また、稼働後の法改正等による軽微な改修、使用方法等に関するヘルプ、システム障害対応、不具合修正等に対応するための運用保守を併せて委託する。
	2 該当者等	患者数 120人前後 及び 当該患者の世帯員等
	3 委託理由	システム構築及び保守は専門的な知識及び技術が求められ、システムに精通した事業者でなければ対応できないため。
4 効 果	専門業者へ委託しシステムを構築することで、効率的かつ確実な処理事務処理が可能になる。また、稼働後には使用方法の適切な助言、法改正への対応、システム障害等の迅速な原因究明と復旧作業、修正が可能である。	
3 一括承認基準の 該当の有無	類 型	個人情報の項目
	類型なし	該当なし
4 過去の類似案件	なし	
5 諮問理由	新たな個人情報の業務委託のため	
6 取り扱う個人情報	別表「6 取り扱う個人情報の項目（構築及び保守委託）」の通り	
7 情報の保護	別紙1「特記事項」のとおり （変更した条項 別表『7「情報の保護」の項目』のとおり）	
8 審議する対象範囲	別紙2「小児慢性特定疾病医療費助成システムの構築・保守委託の流れ」のうち、次の範囲である。 （1）東京都からのデータの移行業務 （2）区から委託事業者へのシステム障害・不具合の復旧依頼、問合せによる個人情報の提供 （3）委託業者から区への復旧・回復確認作業、問合せ対応による個人情報の参照	
9 委託先	株式会社両備システムズ	
10 契約締結予定日	本審議会承認後とする。	





# 資料6 (別表)

## 6.取り扱う個人情報の項目(構築及び保守委託)

処理業務:医療受給申請

項目名
1 宛名番号
2 申請区分・申請変更理由
3 受給者氏名
4 性別
5 受給者生年月日
6 受給者住所・方書
7 保険種別
8 保険者番号
9 被保険者氏名
10 被保険者続柄
11 被保険者証記号
12 被保険者番号
13 疾病名
14 重症区分
15 人工呼吸器装着有無
16 有効期間(自)(至)
17 認定回数
18 負担上限額
19 申請者氏名
20 申請者住所
21 申請者続柄
22 申請者電話番号
23 世帯員情報
24 所得情報
25 世帯内医療費助成受給者情報
26 指定医療機関・薬局・訪問看護
27 申請日
28 交付日
29 給付実績
30 非認定理由

処理業務:他システムデータ連携(住記・税)

項目名
1 宛名番号
2 課税年度
3 氏名
4 生年月日
5 住所・方書
6 続柄
7 所得内訳
8 所得合計
9 控除額内訳
10 控除額合計
11 扶養親族数内訳
12 控除後所得額
13 課税・非課税区分

処理業務:医療費支給・実績

項目名
1 受給者番号(豊島区採番)
2 実施医療機関
3 申請年月日
4 診療内容
5 費用区分
6 費用内訳
7 申請階層区分
8 申請自己負担上限額
9 申請疾患群
10 申請高額かつ長期
11 保険者番号
12 申請者氏名(還付払い)
13 診療費(還付払い)
14 自己負担限度額(還付払い)
15 助成額(還付払い)

処理業務:指定医療機関管理

項目名
2 医療機関番号
3 医療機関名
4 指定医番号
5 指定医名
6 所在地
7 電話番号
8 指定年月日(自)(至)
9 診療科目
10 有効な資格
11 経営主体情報
12 認定区分
13 専門医名称
14 廃止情報
15 申請備考
16 送付先情報

## 7「情報の保護」の項目

変更した項目	
第2条 取り扱う個人情報の範囲等	取り扱う個人情報を前記6のとおり限定。
第4条 セキュリティ対策の整備事務	受託業務の電算処理のため、条項を追加し、セキュリティの管理事務を強化するとともに研修や教育の実施を義務付けた。
第7条 再委託の制限	業務処理上、再委託することが考えられるため、ただし書の規定を設けて、再委託を「禁止」から「制限」とした。
第10条 返還義務	業務処理上、返還が困難である場合が認められるため、ただし書きの規定を設けた。



## 個人情報 特記事項

### (基本的責務)

第 1 条 「小児慢性特定疾病医療費助成システム構築及び保守業務」の受託事業者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する豊島区（以下「甲」という。）の施策に協力するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、受託業務の処理に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を害することのないよう最大限配慮し、本個人情報特記事項を遵守しなければならない。

### (取り扱う個人情報の範囲等)

第 2 条 乙は、受託業務の処理に当たっては、受託業務の処理のために甲から提供される別表の個人情報に限り取り扱うことができるものとし、当該個人情報以外の個人情報の収集、保有、使用その他の取扱いをしてはならない。

2 乙は、受託業務に係る個人情報を取り扱う作業責任者及び作業従事者の氏名を、あらかじめ甲に報告しなくてはならない。変更するときも、同様とする。

### (受託業務に従事する者の義務)

第 3 条 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。受託業務終了後も同様とする。

### (セキュリティ対策の整備義務)

第 4 条 乙は、取り扱う個人情報の安全確保を図るための管理体制を整備しなければならない。

特に、受託業務を電子計算機により処理する場合は、不正アクセスやコンピュータウイルス等による個人情報の盗用、破壊、漏えい、改ざん等に対する防御対策を講じなければならない。

2 乙は、受託業務に従事している者に対して、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修又は教育を実施しなければならない。

### (目的外利用の禁止)

第 5 条 乙は、第 2 条第 1 項各号に掲げる個人情報（以下「取り扱う個人情報」という。）を受託業務の目的以外の目的で利用してはならない。

### (外部提供の禁止)

第 6 条 乙は、取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託の制限)

第7条 乙は、受託業務の処理を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、受託業務の一部を再委託できるものとする。

2 乙は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続き方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を監督するとともに、甲の求めに応じて、監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 乙は、取り扱う個人情報を複写又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第9条 乙は、取り扱う個人情報を事業所内から持ち出しをしてはならない。

(資料等の返還義務)

第10条 乙は、受託業務が終了したときは、取り扱う個人情報が記録された資料(第8条で規定する「複写又は複製したもの」を含む。)等を速やかに、甲に返還しなければならない。ただし、資料等の返還が困難であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、当該資料等を廃棄できるものとする。

2 乙は、前項ただし書の規定により廃棄するときは、当該資料等が第三者の利用に供されることがないように、物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及びその内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告)

第11条 乙は、契約履行中において、個人情報の取扱いの遵守状況について「個人情報特記事項の遵守に関する報告書」により甲に報告しなければならない。

(監督に応じる義務)

第12条 甲は、委託業務の処理において、取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対する必要かつ適切な監督を行うものとし、乙はこれに応じなければならない。

(施設等の立入検査又は調査に応じる義務)

第13条 甲は、個人情報の保護のため必要があるときは、委託業務を処理する施設等の立入検査及び調査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(監査に応じる義務)

第14条 甲は、委託業務の処理に関し、必要に応じて監査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 第2条から前条までの規定に違反する行為があったときは、甲は契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第17条 第2条から第15条までの規定に違反する行為によって、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。受託業務が終了した後も同様とする。

(罰則)

第18条 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号。以下「条例」という。）第2条第1項第4号アに係る個人情報ファイルを提供したときは、条例第46条又は第48条の規

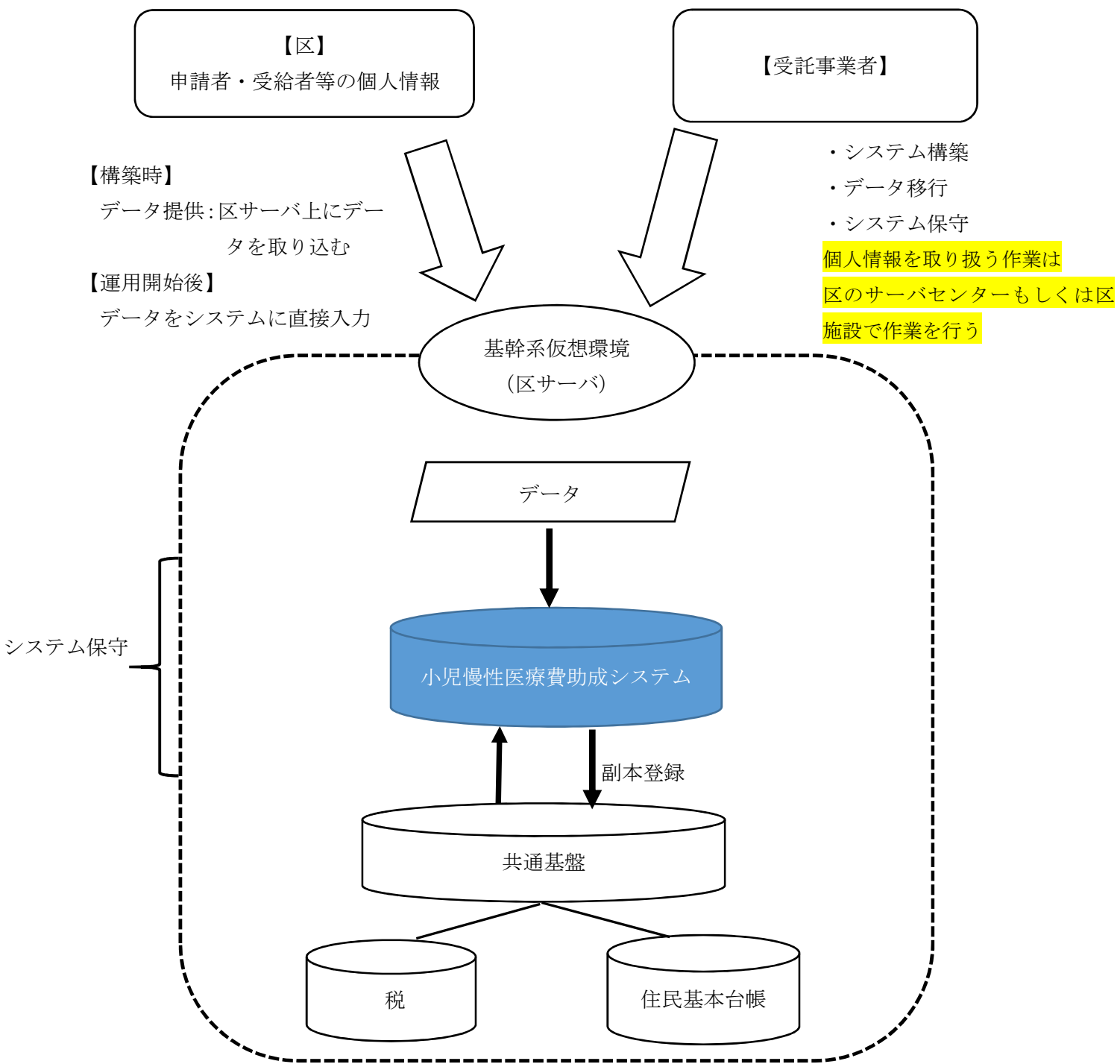
定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

- (1) 受託業務に従事している者又は従事していた者  
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- (2) 業務を受託した法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）又は人  
100万円以下の罰金

第19条 受託業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、条例第47条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

- (1) 受託業務に従事している者又は従事していた者  
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (2) 業務を受託した法人又は人  
50万円以下の罰金

小児慢性特定疾病医療費助成システムの構築・保守委託の流れ







## 小児慢性特定疾病医療費助成事業

### 1. 概要

小児の慢性疾病(対象:16 疾患群 788疾病)に対する医療費助成事業。

現在、区では申請受付と都への進達を行っているが、令和 5 年 2 月より児童相談所設置市区町村に事務移管される(根拠条例 児童福祉法 19 条の 2、規則 7 条)。新規・更新・変更等の申請実績は年間約 150 件。移管に伴い、新システムを導入。認定審査会を開催。

### 2. 主な業務

- ・医療費の助成
- ・支給認定(新規、更新、変更)
- ・医療受給者証発行・手帳の交付
- ・認定審査会の実施
- ・指定医の認定、登録
- ・自立支援事業の実施
- ・療育の給付(結核り患児童への給付)…都でも数年実績なし。

### 3. 対象者

患者数 120人前後 世帯員情報の収集あり

### 4. 認定審査会概要

新規・更新申請に関し、区長が委嘱する委員で構成する審査会にて審査を実施(月 1 回程度)

- ・名前、指定医名などの個人情報伏せて、年齢と症状のみを審査
- ・都や先行区での実施実績を参考に、オンラインでの開催も検討中(コロナ感染予防対策のため)。

### 5. 小児慢性特定疾病医療費助成システム

小児慢性事業の申請・認定情報、給付実績情報及び指定医・指定医療機関等の管理を実施。また、受給者証や通知等の帳票出力や国への統計資料の集計を実施。都から患者情報データを受領し、職員にて基幹システムへ移管。事業者は、保健所に来所の上導入作業実施。

- ・区のデータセンターにサーバーを設置
- ・連携:住民記録・税システム、中間サーバーへ副本登録

### 6. 令和4年度システム導入スケジュール

令和 4 年 4 月\_システム構築開始

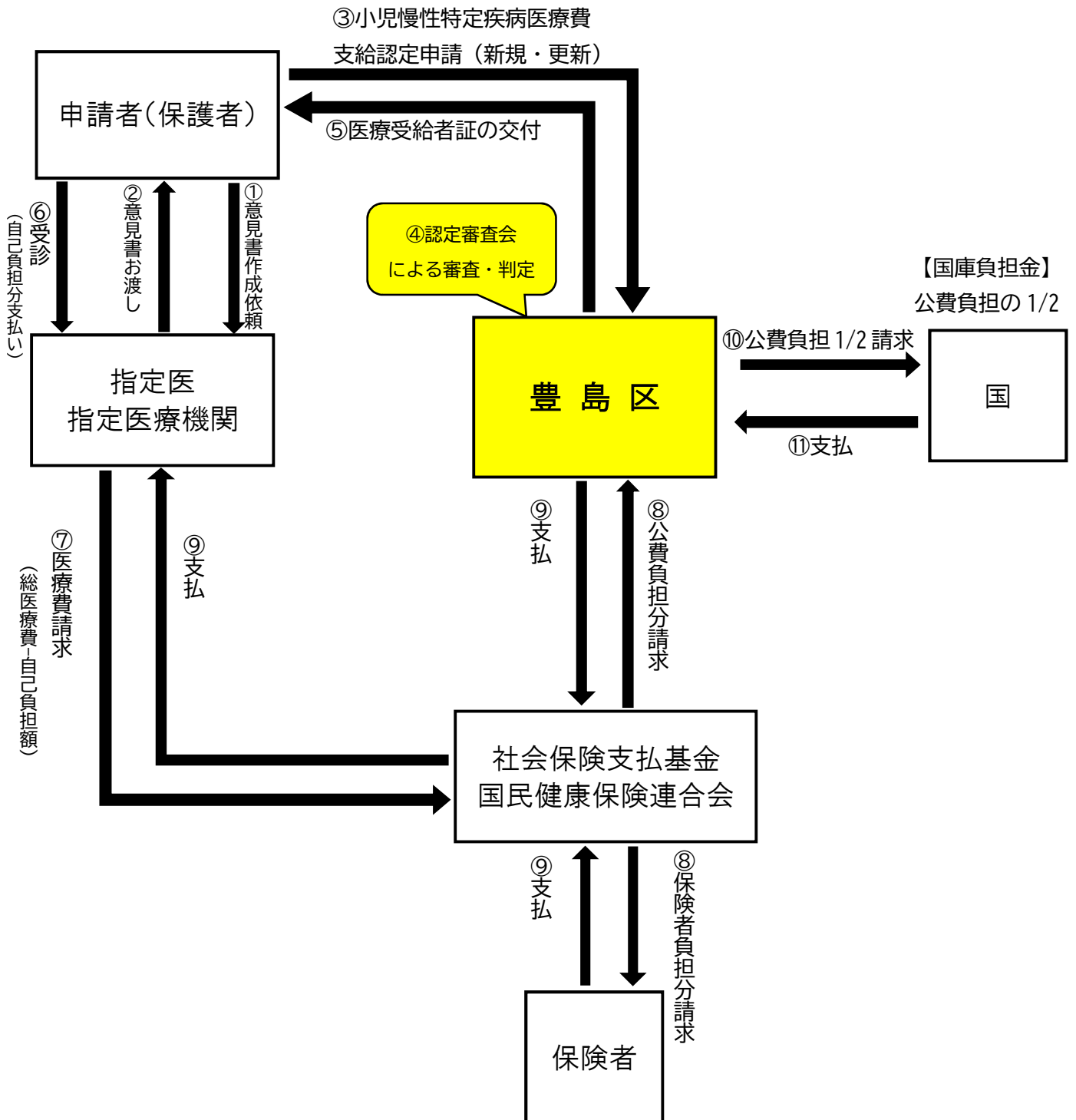
令和 4 年 10 月\_東京都からデータ受領(1 回目)

令和 4 年 12 月\_東京都からデータ受領(2 回目)

令和 5 年 1 月\_受給者証発券・郵送

令和 5 年 2 月 1 日\_都より事務移管。本格稼働

# 小児慢性特定疾病医療費助成の流れ



諮問資料（電子計算機の結合）

令和4年2月3日

子ども若者課

1 件 名	寄附金の収納事務に係る電子計算機の結合		
2 業務の概要	1 内 容	寄附金収納事業者が寄附者から同意のうえ個人情報を収集し、区に提供し、区において寄附受領証明書の発行・発送の事務を行う。	
	2 対象者等	寄附者（サイト利用者）	
	3 相手先	株式会社メルカリ及び株式会社メルペイ	
	4 結合方法	電子メールにて個人情報を受領する	
	5 理 由	本業務において寄附金の収納業務は事業者が行うが、寄附者宛に寄附受領証明書等の発送事務は区で実施する。情報を正確に受領し、事務を適切かつ効率的に行うために電子計算機の結合を行う必要がある。迅速かつ正確に寄附受領証明書の作成及び発送を行うことで、当該個人情報の本人である寄附者の利益となり、福祉の向上に寄与することができる。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報の項目
4 過去の類似案件	4 電子メール等による個人情報の収集		
5 諮問理由	事前一括承認基準に適合するかどうか明確に判断できないため		
6 取り扱う個人情報	電子計算機と結合するもの		理 由
	氏名、住所 寄附金額、寄附日 電話番号		寄附受領証明書の作成や発送に必要なため。 寄附内容の確認に必要な場合があるため。
7 電子計算機の結合する時期及び期間	本審議会の承認後、終期は定めずに毎年度実施する。		



## 収納事務委託契約書 (案)

豊島区 (以下「甲」という。) と株式会社メルカリ及び株式会社メルペイ (以下、両社を併せて「乙」という。) は、地方自治法施行令第158条第1項第5号に規定する寄附金 (以下「寄附金」という。) の収納事務に関して、以下のとおり収納事務委託契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

### 第 1 条 (目的)

甲は、寄附金の歳入に係る収納事務 (以下「収納事務」という。) を乙に委託し、乙は、これを受託する。

### 第 2 条 (関係法令の遵守等)

1. 甲及び乙は、収納事務の履行につき相互に協力義務を負う。
2. 乙は、本契約に定められた各条項及び関係諸法令を誠実に遵守し、善良なる管理者の注意をもって収納事務を履行する。

### 第 3 条 (収納事務の内容)

1. 甲が乙に委託する収納事務の内容は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 収納された寄附金の取りまとめ及び甲の指定する金融機関への振込み  
なお、寄附者から甲に対する寄附金の収納は、乙が寄附金を受領した時点をもって完了するものとし、乙は、収納事務の受託者として甲に寄附金を引き渡す義務を負う。
  - (2) 収納された寄附金に係る収納情報の甲への提供 (書面又は電磁的方法による。)
  - (3) 収納事務に係る寄附者からの問い合わせ対応 (乙の提供する決済サービスの利用に係る問い合わせに限り、寄附金 (寄附金控除等の税務処理を含む。) に関する問い合わせ等への対応は含まない。)
  - (4) 前各号に附帯関連するもので甲乙協議して合意した業務
2. 収納された寄附金の乙から甲に対する振込方法は、次の各号のうち、甲の指定した (1) の方法とする。なお、振込日が金融機関の休業日に該当する場合には前営業日とし、振込手数料は乙の負担とする。
  - (1) 各月に収納した寄附金の全額について、翌月10日までに振込む方法
  - (2) 各月 1 日から15日までに収納した寄附金については当月25日までに、各月16日から末日までに収納した寄附金については翌月10日までに振込む方法
  - (3) (1) の方法によるも、振込み前の寄附金収納額が10万円に達しない場合には、10万円に達するまで振込日を繰り越す方法
  - (4) (2) の方法によるも、振込み前の寄附金収納額が10万円に達しない場合には、10万円に達するまで振込日を繰り越す方法
3. 甲及び乙は、前項の振込方法を甲乙合意の上、いつでも変更することができる。振込方法の変更は、甲が変更の希望を乙に通知し、乙がこれを承諾した日の翌月から適用する。

### 第 4 条 (手数料)

1. 甲は、乙に対して、前条第2項の方法による寄附金の振込み一回あたり200円 (消費税及び地方消費税を含む。) の手数料を支払う。ただし、一回の振込額が10万円以上の場合、甲は手数料の支払義務を負わない。

2. 甲は、乙に対して、前項の手数料のほか、決済手数料その他の手数料・報酬等の支払義務を負わない。
3. 第1項の手数料は、前条第2項に基づき乙から甲に対して振り込む寄附金から控除する方法により支払う。
4. 前条第2項の方法による寄附金の振込金額が手数料の金額に満たない場合、乙は、当該寄附金の振り込みを翌月に繰り越すことができるものとし、以後も同様とする。

#### 第5条（収納事務の内容の変更）

甲又は乙において、収納事務の内容及び処理方法等を変更する必要があるときは、事前に甲乙協議し、合意によりこれを定める。

#### 第6条（再委託の制限）

1. 乙は、収納事務の全部又は一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は、本契約の履行のために個人情報の取扱いを第三者に委託することができる。
3. 前2項の定めに基づき、乙が第三者に事務を再委託する場合、乙は、当該第三者に本契約に基づく乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該再委託先の行為について責任を負う。

#### 第7条（秘密の保持）

1. 甲及び乙は、収納事務の履行により知り得た相手方の営業上又は技術上その他業務上の一切の情報で、相手方が秘密である旨を書面（本条においては電磁的方法を含む。）で明示して開示する情報（ただし、口頭で開示された情報については、開示当事者が、相手方に対し、開示後1週間以内に秘密情報である旨書面で通知した情報に限る。）（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩してはならず、また収納事務の履行のためにのみ使用し、他の目的に使用してはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、本契約における秘密情報には該当しない。
  - (1) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
  - (2) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
  - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
  - (5) 相手方から開示された情報を利用することなく独自に開発した情報
3. 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、相手方の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示することができる。
  - (1) 乙が、第6条に基づき、第三者に再委託する場合で、再委託先に対して、必要最小限の範囲に限って、秘密情報を開示する場合。ただし、乙は、再委託先に対し、同様の義務を負わせる。
  - (2) 甲及び乙が、収納事務の履行に必要な範囲で、自己の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等に対して、秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限る。
  - (3) 甲及び乙が、法令等（金融商品取引所の規則を含む。）の規定に基づき、政府、所轄官庁、規制当局、裁判所又は金融商品取引所により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲で当該秘密情報を開示するとき。なお、かかる場合、開示当事者は、相手方に対して、かかる開示の内容を事前に（それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに）通知しなければならない。
  - (4) 甲が、豊島区行政情報公開条例（平成12年豊島区条例第2号）の規定に基づき、秘密情報の開示を請求される場合に当該秘密情報を開示するとき。

## 第 8 条 (資料の廃棄)

1. 甲及び乙は、収納事務の履行に当たって発生した秘密情報等に関する一切の資料を廃棄する場合には、秘密情報等を読取不可能な状態にしなければならない。
2. 甲及び乙は、秘密情報等について電子計算機等を用いて管理している場合であって、その電子計算機等の廃棄又は転売若しくは譲渡等（リース等の場合は返却）を行うに当たっては、電子計算機等に記録されている秘密情報等を完全に消去し、復元不可能な状態にしなければならない。

## 第 9 条 (報告義務)

乙は、収納事務の履行に当たって、事故等が発生したとき又はやむを得ない事由により義務を履行することができないときは、直ちにその旨を甲に報告する。

## 第 10 条 (個人情報の保護)

1. 本契約における個人情報とは、甲及び乙が収納事務を履行するために、相手方に預託した一切の情報のうち、「豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成 12 年豊島区条例第 3 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に定める「個人情報」に該当する情報をいう。
2. 甲及び乙は、収納事務の履行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、条例及び本契約の定めを遵守して、本契約の目的の範囲において個人情報を取り扱い、本契約の目的以外に、これを取り扱ってはならない。
3. 甲及び乙は、個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等（以下「漏洩等」という。）の危険に対し、合理的な安全管理措置を講じなければならない。また、甲及び乙は、個人情報を、収納事務の履行のためにのみ使用、加工、複写等し、他の目的で使用、加工、複写等してはならない。
4. 甲及び乙において、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、漏洩等をした者は、相手方に対し、速やかに当該事故の発生日時・内容その他詳細事項について報告する。また、漏洩等をした者は、自己の費用において、直ちに漏洩等の原因の調査に着手し、速やかに相手方に対し調査の結果を報告するとともに、再発防止策を講じる。

## 第 11 条 (個人情報等の提供)

乙は、寄附金に係る甲の事務に供するため、乙が寄附金の収納を行った寄附者についての以下の各号の個人情報等を取得し、甲に提供する。

- (1) 寄附者の氏名
- (2) 寄附者の住所
- (3) 寄附者の電話番号
- (4) 寄附日
- (5) 寄附金額
- (6) その他甲乙で別途合意した情報

## 第 12 条 (損害賠償責任)

1. 甲又は乙は、本契約違反その他自己の責めに帰すべき事由により相手方が損害を被った場合、相手方に対して、現実に発生した直接かつ通常の損害（逸失利益を除く。）について賠償する責任を負う。
2. 乙の責めによらないサーバーの故障、システム・コンピューター若しくは通信機器・回線等の障害又は通常講ずべきウィルス対策では防止できない種類のコンピューター・ウィルスの感染、並びに停電・災害・事変等のやむを得ない事由により、収納事務の履行が遅延し又は不能となった場合、乙は、これらの事由により甲に生じた損害について、責任を負わないものとする。



3. 寄附金（寄附金控除等の税務処理を含む。）について、寄附者から問い合わせがあった場合、その他の紛議が生じた場合においては、甲の費用と責任においてこれを対処する。ただし、当該紛議が乙の責めに帰すべき事由のみによる場合は、この限りでない。

### 第 13 条（解除）

1. 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本契約の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
2. 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には何らの催告を要しないで直ちに本契約及び甲乙間の別の契約（以下「本契約等」という。）の全部又は一部を解除することができる。ただし、当該事由が解除を行う当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。
  - (1) 本契約等に定める条項につき重大な違反があった場合
  - (2) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。ただし、一部の履行不能の場合は当該一部に限る。
  - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき
  - (4) 本契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき
  - (5) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立てを受けたとき
  - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他法的倒産手続の申立てを受け、又はこれらの申立てを行ったとき
  - (7) 支払停止、支払不能に陥ったとき
  - (8) 自ら振出し又は裏書した手形・小切手が1度でも不渡りとなったとき
  - (9) 主要な株主又は取締役の変更、事業譲渡、合併、会社分割等の組織再編その他の会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき
  - (10) 公序良俗に反する行為、その他相手方の信用、名誉を毀損する等の背信的行為があったとき
  - (11) 解散し、又は事業を廃止したとき
  - (12) 信用の失墜又はその資産の重大な変動等により、甲乙間の信頼関係が損なわれ、本契約等の継続が困難であると認める事態が発生したとき
  - (13) その他本契約等を継続し難い重大な事由が生じたとき
3. 前項に定める解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

### 第 14 条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。
  - (1) 自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと
  - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと
  - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと
  - (4) 反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有しないこと
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと
  - (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

2. 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを表明し、かつ保証する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲は、乙が、反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、乙に対して何らの催告を要せずして、直ちに本契約等を解除することができる。
4. 前項の規定により本契約等が解除された場合には、乙は甲に対し、解除により甲が被った損害を賠償する。
5. 乙は、第3項の規定により本契約等が解除され、当該解除により損害が生じた場合でも、甲に対し、損害賠償請求を行わない。

#### **第 15 条 (契約期間)**

令和 年 月 日 (契約締結日) から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

#### **第 16 条 (中途解約)**

1. 甲又は乙は、前条の規定にかかわらず、書面（本条においては、電磁的方法を含む。）により 2 か月前までに契約終了の日（以下「解約日」という。）を定めて他の当事者に通知することにより、損害賠償その他一切の負担を伴うことなく、本契約を解約できるものとする。ただし、契約期間内に収納した寄附金の振込日が解約日以降である場合、解約日に契約自体は終了するといえども、乙は、当該寄附金の振込みの完了まで収納事務を履行する。
2. 前項にかかわらず、乙は収納事務の継続が著しく困難である場合には、いつでも収納事務の提供を中断又は終了することができる。ただし、乙は既に収納済みの寄附金についての甲に対する振込義務は免れない。

#### **第 17 条 (権利義務の譲渡等の禁止)**

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意なく、本契約により生じた本契約上の地位を移転し、又は本契約により生じた自己の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは担保に供することはできない。

#### **第 18 条 (残存条項)**

本契約が終了した場合でも、第7条（秘密の保持）、第8条（資料の廃棄）、第10条（個人情報の保護）、第12条（損害賠償責任）、第13条（解除）第3項、第14条（反社会的勢力の排除）第4項及び第5項、第16条（中途解約）、第17条（権利義務の譲渡等の禁止）、本条（残存条項）並びに第19条（準拠法・管轄裁判所）の各規定は有効に存続する。

#### **第 19 条 (準拠法・管轄裁判所)**

1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関する甲及び乙の間の訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とする。

#### **第 20 条 (協議事項)**

本契約に定めのない事項又は契約書の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙で協議し定めるものとする。

以上、甲及び乙は、本契約成立の証として、本書を3通作成し、各当事者記名押印又は署名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：東京都豊島区南池袋2-45-1

豊島区

豊島区長 高野 之夫

乙：東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー

株式会社メルカリ

代表取締役 山田 進太郎

株式会社メルペイ

代表取締役 青柳 直樹

何をお探しですか？



メルカリ &gt; 個人データの安全管理に係る基本方針

## 個人データの安全管理に係る基本方針

弊社グループは、お客様からの信頼を第一と考え、以下の基本方針に沿って個人データを厳格に管理し、個人情報保護法等の関係法令や規範を遵守するとともに、個人データの安全管理に努めることを宣言します。

### 1. 個人データの安全管理方法

弊社グループは、個人データへの不当なアクセス、およびその破壊、改ざん、漏洩を防止するため、使用するコンピュータに対してはウィルスチェックプログラムによるコンピュータウィルス対策を徹底する等、個人データの厳重な安全管理対策を実施します。また、個人データの安全管理に関する組織・態勢や社内規程等を整備・運用するとともに、情報セキュリティに関する環境の変化や個人データの安全管理に関する法令・規範の改正に合わせて継続的に管理態勢を見直し、個人データの安全管理に努めます。

### 2. 組織・態勢

弊社グループは、個人情報の取扱いに関する責任部署およびシステム管理の責任部署を設置するとともにそれぞれの役員を管理責任者として任命し、個人データの安全管理を実施します。

### 3. 社内規程等の整備と運用

弊社グループは、個人データの安全管理を実行するため、「個人情報保護規程」「情報システム管理規程」等の関連規程類を定めるとともに、個人データの適正な管理方法等に関する社員教育を徹底いたします。

### 4. 個人データの安全管理に関する質問および苦情窓口

弊社グループは、個人データの安全管理に万全を期しますが、弊社グループの個人データの安全管理に関してご質問や苦情のお申出をいただいた際には、誠実に対応させていただきます。

〒106-6118 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 18F  
株式会社メルカリ 個人情報担当者宛  
[support@mercari.jp](mailto:support@mercari.jp)

出品



平成29年11月13日付

## メルカリについて

会社概要（運営会社）

採用情報

プレスリリース

公式ブログ

メルカリロゴ利用ガイドライン



## プライバシーと利用規約

プライバシーポリシー

メルカリ利用規約

コンプライアンスポリシー



日本

United States

## ヘルプと各種情報

メルカリガイド

らくらくメルカリ便

ゆうゆうメルカリ便

梱包・発送たのメル便

あつよメルカリ便

車体取引ガイド

メルカリあんしん・あんぜん宣言！

偽ブランド品撲滅への取り組み

個人データの安全管理に係る基本方針

特定商取引に関する表記

資金決済法に基づく表示

法令順守と犯罪抑止のために

© Mercari, Inc.



## メルカリを介した寄附金募集について

「としま子ども若者応援基金」への寄附金受入の窓口をさらに広げるため「メルカリ（フリーマーケットアプリ）」を介した寄附金募集を実施する。

### 1. メルカリを介した寄附金募集の概要

#### ○【寄附イメージ】

メルカリで商品を販売して得た売上金（メルペイ残高）を用いて、指定した寄附先に寄附を行うもの。

1 メルカリで商品売る



出品する

2 寄附先を選び  
メルペイ残高を寄附



※メルペイ残高利用のためには、「アプリでかんたん本人確認」または「お支払い用銀行口座の登録」をする必要があります。

3 寄附先に寄附金が届く



#### ○【取り扱う個人情報および収集方法等について】

第2回個人情報保護審議会の際に承認いただいた「インターネットサイトによる寄附金の募集・受付・収納代行業務に係る電子計算機の結合（さとふる）」との比較 ※以下、さとふる

媒体名／項目	取り扱う個人情報	寄附金の収納事務	取り扱う個人情報の照会・収集方法
メルカリ	氏名、住所、寄附日、寄附金額、電話番号	事業者へ委託	電子メールで収集
さとふる	氏名、住所、寄附日、寄附金額、電話番号 ※その他数項目	事業者へ委託	管理者専用サイトにログインして収集

※取り扱う個人情報の照会・収集方法が異なる

### 2. 令和3年度第5回個人情報保護審議会にあたって

「インターネットの利用に関する審議会事前一括承認基準」の中に、「4. 電子メール等による個人情報の収集」の規定はあるが、個人情報を含む寄附情報を電子メールで照会・収集することが、一括承認基準に記載のある『電子メール等による照会、要望、相談、苦情等』に該当するか明確に判断することができないため諮問する。

諮問資料（電子計算機の結合）

令和4年2月3日

人事課

1 件名	公立学校共済組合の外部ファイル授受システムとの電子計算機の結合		
2 業務の概要	1 内容	現状はゆうパックによるCD-Rのやり取りだが、区の庁内LAN端末と公立学校共済組合指定の外部ファイル收受システムを接続することで、迅速かつ安全に組合員の給与情報等の例月報告を行う。	
	2 対象者等	幼稚園教諭11名(令和3年12月末時点)	
	3 相手先	公立学校共済組合東京支部（幼稚園教諭向けの共済組合）	
	4 結合方法	公立学校共済組合より送信されるURLを通して、インターネット仮想環境にて外部ファイル收受システムへログインし、組合員の給与情報等の報告ファイルをアップロードする。	
	5 理由	①工程が減り、作業時間が減るのはもちろん、ミスが生じるポイントも減らすことができる。また、組合より報告内容修正等の指示があった場合にも早急な対応が可能となり、組合員への影響を抑えることができるため。 ②現行方法では郵送業者を介することになり、その間の配送遅延・盗難・紛失等、区では防ぎきれないリスクが懸念されるため。 ③現在組合が負担しているCD-R・緩衝材・ゆうパック包装用品・通信費をいずれは区で手配するよう指示を受けており、財政的に負担となるため。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報の項目
	類型なし	該当なし	
4 過去の類似案件	該当なし		
5 諮問理由	一括承認基準に該当がないため		
6 取り扱う個人情報	電子計算機と結合するもの	理 由	
	別表のとおり	区が納める保険料掛金の根拠を組合が確認するため。	
7 電子計算機の結合する時期及び期間	令和4年3月		

**正規の幼稚園教諭**

項目名
1 組合員証番号(職員番号)
2 適用年月日
3 カナ氏名
4 性別
5 生年月日
6 【厚生年金保険料】標準報酬月額
7 【厚生年金保険料】保険料
8 【退職等年金掛金】標準報酬月額
9 【退職等年金掛金】掛金
10 【短期掛金】標準報酬月額
11 【短期掛金】掛金
12 【介護掛金】標準報酬月額
13 【介護掛金】掛金

**無給休職者・育児休業者**

項目名
1 組合員証番号(職員番号)
2 適用年月日
3 カナ氏名
4 性別
5 生年月日
6 休職期間
7 【厚生年金保険料】標準報酬月額
8 【厚生年金保険料】保険料
9 【退職等年金掛金】標準報酬月額
10 【退職等年金掛金】掛金
11 【短期掛金】標準報酬月額
12 【短期掛金】掛金
13 【介護掛金】標準報酬月額
14 【介護掛金】掛金

**産前産後休業者**

項目名
1 組合員証番号(職員番号)
2 適用年月日
3 カナ氏名
4 性別
5 生年月日
6 無給休職期間
7 無給休職期間
8 【厚生年金保険料】標準報酬月額
9 【厚生年金保険料】保険料
10 【退職等年金掛金】標準報酬月額
11 【退職等年金掛金】掛金
12 【短期掛金】標準報酬月額
13 【短期掛金】掛金
14 【介護掛金】標準報酬月額
15 【介護掛金】掛金

**臨時的任用職員・  
会計年度任用職員**

項目名
1 組合員証番号(職員番号)
2 適用年月日
3 カナ氏名
4 性別
5 生年月日
6 任用種別
7 任用期間
8 【厚生年金保険料】標準報酬月額
9 【厚生年金保険料】保険料
10 【退職等年金掛金】標準報酬月額
11 【退職等年金掛金】掛金
12 【短期掛金】標準報酬月額
13 【短期掛金】掛金
14 【介護掛金】標準報酬月額
15 【介護掛金】掛金



## 資料 8 (参考資料)

### ◆外部ファイル收受システムについて

公立学校共済組合が総務省策定『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき契約を行ったシステム。市役所や県の教育委員会など自治体等でも多く導入されている実績がある。

#### セキュリティ対策

(1)ファイル暗号化ウイルスチェック機能がついており、システムへのウイルスの侵入を防ぐことができる。

(2)インターネットに接続されるタイミングはデータアップロード時のみで、外部からの侵入がされにくい。

(3)データのアップロードはシステム業者のサーバーではなく、公立学校共済組合のオンプレミスサーバーへされるので、システム業者の目に触れることがない。

### ◆個人情報の流れ

